


**新 規 登 録 申 請 書 ( 1 )**  
**更 新 登 録**  
**変 更 登 録**

第一号様式 (第一条及び第四条の二関係)

受 付 印	経 由 印	収入印紙又は証紙ちょう付箇所	
観光庁長官 沖縄県知事		登 録 旅 行 業 旅行業者代理業	第 号 第
業務の範囲 (旅行業の場合)	第一種旅行業務    第二種旅行業務    第三種旅行業務    地域限定旅行業務		
ふりがな			
氏 名 (法人にあっては、その名称)			
ふりがな			
代表者の氏名 (法人の場合)			
ふりがな			
住 所 (法人にあっては、その所在地)			
ふりがな			
商 号			
ふりがな		ふりがな	
主たる営業所の 名 称		主たる営業所の 所 在 地	
代理する旅行業者 (旅行業者代理業の場合)			
氏名又は名称		住 所	
観光庁長官 沖縄県知事		平成 年 月 日	
第三条 旅行業法 第六条の三第一項 第六条の四第一項		新規登録 更新登録 変更登録	
の規定による 新規登録 更新登録 変更登録 の申請をします。			
この申請書及び添付書類の記載は、事実と相違ありません。			
申請者の氏名又は名称			
			





# 旅行者登録簿（1）

## 旅行業者代理業

第三号様式（第二条関係）

登 録	観光庁長官	登 録	平成 年 月 日
行政庁	沖縄県知事	年 月 日	
観光庁長官 沖縄県知事 登録		旅行業 旅行業者代理業 第 号	
業務の範囲 (旅行業の場合)	第一種旅行業務 第二種旅行業務 第三種旅行業務 地域限定旅行業務		
ふりがな			
氏 名 (法人にあっては、その名称)			
ふりがな			
代表者の氏名 (法人の場合)			
ふりがな			
住 所 (法人にあっては、その所在地)			
ふりがな			
商 号			
ふりがな		ふりがな	
主たる営業所の 名 称		主たる営業所の 所 在 地	
代理する旅行者（旅行業者代理業の場合）			
氏名又は名称		住 所	
更 新 登 録		変 更 登 録	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	変 更 内 容





# 宣 誓 書

平成 年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所  
氏 名

生 年 月 日 年 月 日生

わたくしは次の事項に該当していないことを宣誓いたします。

1. 旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過していないものを含む。)
2. 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
3. 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)
4. 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
5. 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前四号のいずれかに該当するもの
6. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
7. 暴力団員等がその事業活動を支配する者

## 旅行業務に係る事業の計画 (1)

### 1 氏名又は名称及び住所

氏名又は名称：

住所：〒

電話番号：

FAX番号

### 2 会社（又は事業）の沿革

### 3 主たる株主（株式会社のみ）

株主名	株数	構成比	会社との関係
1	株	%	
2	株	%	
3	株	%	
4	株	%	
5	株	%	
小計	株	%	
発行済株式総数	株	%	





## 旅行業務に係る事業の計画 (3)

### 7 取扱商品

区 分		取 扱 の 無		年間取引見込額 (百万円)		目標収入 額(千円)	備 考
		海外	国内	海 外	国 内		
自社募集型企 画旅行	自社販売						
	他社販売						下記(1)参照
受注型企画旅行							修学旅行取扱 有・無
手配旅行							
所属する代理業者の取扱							下記(2)参照
(計)							
他社募集型企画旅行							下記(3)参照
旅行素材卸販売等							
(合計)							

### 記

(1) 自社募集型企画旅行

- 1) ブランド名 (ブランド名が付いている自社募集型企画旅行がある場合)

海外旅行:

国内旅行:

- 2) 委託販売 (法第14条の2関係)

第1種旅行業者 \_\_\_\_\_社\_\_\_\_営業所

第2種旅行業者 \_\_\_\_\_社\_\_\_\_営業所

第3種旅行業者 \_\_\_\_\_社\_\_\_\_営業所

地域限定旅行業者 \_\_\_\_\_社\_\_\_\_営業所

- 3) 募集型企画旅行を実施する市町村

(第3種旅行業者である場合又は地域限定旅行業者である場合)

(2) 自社の旅行業務を取り扱わせる代理業者がある場合

\_\_\_\_\_社\_\_\_\_営業所

(3) 他社募集型企画旅行代売

第1種旅行業者 \_\_\_\_\_社:

第2種旅行業者 \_\_\_\_\_社:

第3種旅行業者 \_\_\_\_\_社:

地域限定旅行業者 \_\_\_\_\_社:

## 旅行業務に係る事業の計画 (4)

### 8 インバウンド業務の取扱の有無

(及び有りの場合は通訳案内業免許受有者の確保の有無)

### 9 旅行券の発行の有無 (及び有りの場合はその内容)

### 10 手配の確実性を証する契約先

(契約を締結している場合、契約書の写しを添付すること。)

#### (1) 国際・国内航空券の発券体制

① 国際航空券	摘 要
(ア) I A T Aとの契約 有・無	・該当する項目すべてに記載して下さい。
(イ) I A T A非加盟航空会社との契約 有・無 航空会社名：	
(ウ) 提携業者名：	
② 国内航空券	
(ア) 航空会社との契約 有・無 航空会社名：	・該当する項目すべてに記載して下さい。
(イ) 提携業者名：	

#### (2) 海外手配業者等との契約状況

提 携 業 者 名	所 在 地	手 配 地 域

〔作成例〕

組織の概要図

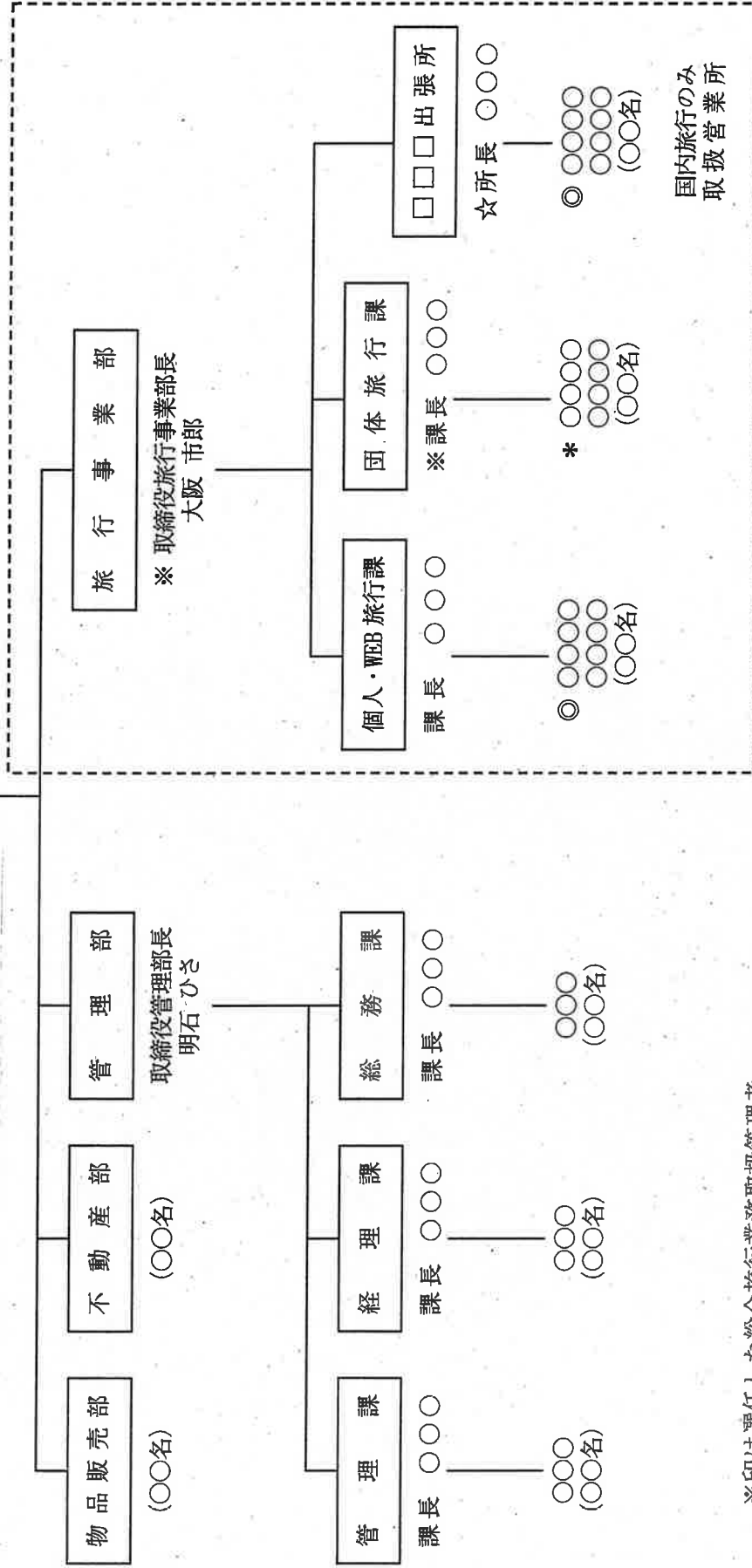
常勤役員 〇〇名  
 従業員 〇〇名  
 従業員 〇〇名  
 旅行部門従業員 〇〇名

代表取締役

※ 京次郎

兼業のある場合には、  
 旅行取扱部門以外についても記載すること。

(旅行取扱部門)



国内旅行のみ  
 取扱営業所

※印は選任した総合旅行業務取扱管理者

☆印は選任した国内旅行業務取扱管理者

第二号様式（第一条の三関係）

財 産 に 関 す る 調 書

年 月 日現在

資 産	価 額 (円)	摘 要
資 産 現 金 ・ 預 金 有 価 証 券 未 収 入 金 土 地 建 物 備 品 権 の 利 他 そ の 他 計		
負 債 借 入 金 未 払 金 預 り 金 前 受 の 金 そ の 他 計		

- 備考 (1) この調書は、登録申請者が個人である場合のみ、記入すること。  
 (2) 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。



## 事故処理体制の説明書

	担当区分	氏名	平日の連絡先 (TEL)	夜間及び日・祝・祭日 の連絡先 (TEL)
社内の連絡・責任体制	総括責任者  渉外担当責任者  旅客家族担当責任者			
	担当区分	氏名	平日の連絡先 (TEL)	夜間及び日・祝・祭日 の連絡先 (TEL)
社外との連絡体制	観光庁 観光産業課  沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策課  (一社)〇〇旅行業協会 ※入会予定の旅行業協会		03-5253-8111(代) 03-5253-8330(直)  098-866-2763	

【本様式は、新規に旅行業等の登録を受けようとする場合であって、旅行業務取扱管理者として選任見込みの者が5年以内に「旅行業務取扱管理者定期研修」を受講していない場合に使用する】

※登録申請時まで、選任しようとする旅行業務取扱管理者が旅行業務取扱管理者定期研修の受講を終えている場合は、研修修了証の写しを提出して下さい（本誓約書の提出は不要です）。

## 旅行業務取扱管理者定期研修受講に係る誓約書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
(個人の場合は氏名) ⑥  
生 年 月 日  
(個人の場合に記載) 年 月 日生

旅行業等の新規登録にあたり、営業所において旅行業務取扱管理者として選任見込みである者について、旅行業法第11条の2第7項に基づいて（一社）日本旅行業協会又は（一社）全国旅行業協会が実施する研修（旅行業務取扱管理者定期研修）のうち、次回に開催される研修を確実に受講させるとともに、研修の受講を終えた際には、速やかにその旨及び研修修了証の写しを届け出ることを誓約します。

### 【参考】

○旅行業法(昭和27年法律第239号)(抄)

第11条の2

7 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、第41条第2項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。

○旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)(抄)

第10条の6 法第11条の2第7項の国土交通省令で定める期間は、5年とする。



【本様式は、平成32年3月31日までに旅行者の登録の有効期間の満了日の2か月前に当たる日が到来する場合に限り使用する】

※登録申請時まで、選任している旅行業務取扱管理者が旅行業務取扱管理者定期研修の受講を終えている場合は、研修修了証の写しを提出して下さい（本誓約書の提出は不要です）。

## 旅行業務取扱管理者定期研修受講に係る誓約書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
(個人の場合は氏名) 印  
生 年 月 日  
(個人の場合に記載) 年 月 日生

旅行業の登録更新にあたり、営業所において選任している旅行業務取扱管理者について、旅行業法第11条の2第7項に基づいて（一社）日本旅行業協会又は（一社）全国旅行業協会が実施する研修（旅行業務取扱管理者定期研修）を、平成32年3月31日までの間に確実に受講させるとともに、研修の受講を終えた際には、速やかにその旨及び研修修了証の写しを届け出ることを誓約します。

### 【参考】

○旅行業法(昭和27年法律第239号)(抄)

第11条の2

7 旅行者等は、旅行業務取扱管理者について、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、第41条第2項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。

○旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)(抄)

第10条の6 法第11条の2第7項の国土交通省令で定める期間は、5年とする。